

沖縄市地域型地域包括支援センター運営業務委託仕様書

1. 委託件名

沖縄市地域型地域包括支援センター運営業務委託

2. 沖縄市地域包括支援センターの業務

介護保険法（以下「法」という。）第115条の46第1項に基づき、地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として地域包括支援センターを設置する。

3. 委託期間

令和7年4月1日（予定）～令和10年3月31日。ただし、委託開始日については市と協議の上、決定する。

4. 設置場所

受託事業者は、市の指定する担当圏域内に沖縄市地域型地域包括支援センター（以下、「市地域型包括センター」という。）を1ヶ所設置すること。

（圏域名及び担当自治会名）

| | 圏域名 | 担当自治会名 |
|---|-----|------------------------------|
| 1 | 北部 | 池原・登川・知花・明道・松本 |
| 2 | 中部北 | 美里・東・宮里・吉原・城前・越来 |
| 3 | 中部南 | 嘉間良・住吉・室川・安慶田・照屋 |
| 4 | 東部北 | 古謝・泡瀬第一・泡瀬第二・泡瀬第三・東桃原・大里・海邦町 |
| 5 | 東部南 | 高原・泡瀬・比屋根・与儀 |
| 6 | 西部北 | 八重島・センター・中の町・胡屋・園田 |
| 7 | 西部南 | 諸見里・久保田・山内・山里・南桃原 |

I. 業務内容について

市地域型包括センターは、沖縄市基幹型地域包括支援センター（以下、「市基幹型包括センター」という。）及び市と協働し、担当圏域における地域包括ケアシステムを構築することを基本事項とし、当該仕様書に基づき、包括的・重層的支援を念頭に業務を実施すること。

また、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種をはじめとする職員全員が、担当圏域の課題に対し共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力して以下の業務を円滑に遂行すること。

地域共生社会の実現を図るため、身近な地域で住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援すること。

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用等につなげるための支援を行う。また、高齢者のみならず地域住民の相談を受け止め、必要に応じて各関係機関と連携を図りながら、重層的支援に取り組むこと。

① 高齢者実態把握業務

- ア. 担当圏域の高齢者及び地域の状況を実態把握することを目的とし、あらゆる機会や手段により実施すること。
- イ. 支援が必要な高齢者等の早期把握・支援の開始を目的とし、主に第一号被保険者でかつ要介護未認定者（以下、「対象者」という。）に対し実施する介護予防等把握調査も含めた高齢者の実態把握調査を全対象者に実施するよう努めること。

② 総合相談業務

ア. 初期段階での相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断する。

イ. 継続的・専門的な相談支援

継続的・専門的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者から、より詳細な情報収集を行い、その課題を明確にし、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認すること。

ウ. 介護者への支援

家族介護者等への支援は、介護離職や虐待等を防止する視点から、介護負担軽減のためのサービス利用の助言等、介護者への支援に係る対応を柔軟かつ真摯に行うこと。

エ. 高齢者の見守り体制整備業務

介護予防等把握調査と併せて実施する高齢者の実態把握調査やその他業務により、担当圏域の高齢者の心身状況及びその家族等の状況等の実態を把握し、介護等に関するニーズに対応した各種の保健及び福祉サービス等が総合的に受けられるよう、関係機関と連携した高齢者の見守り体制を構築すること。

オ. 地域におけるネットワーク構築業務（法第 115 条の 46 第 7 項）

地域の高齢者のニーズ把握を行い、介護・医療・福祉サービスが包括的・継続的に受けられるよう関係機関と連携した地域のネットワークを構築すること。また、第 2 層生活支援コーディネーターと協力・連携を行い、担当圏域の地域の社会資源や活用可能な機関、団体等の把握等を行う。地域の社会資源がない場合には、その開発に取り組むこと。

- a) 担当圏域内の自治会で行われる福祉連絡会等へ参加し、地域の高齢者の状況把握、相談支援を実施する。また、地域課題や相談支援等の内容・件数については統計や分析を行い、地域ケア会議等へ活用し、業務実施に反映させること。
- b) 地域の高齢者の個別のニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、市民の主体性に基づき運営される新たな住民サービスの担い手を発掘し、勉強会や交流会を実施するなど育成及び活動の後方支援を行うこと。
- c) 住民運営の介護予防活動を推進するため、活動の立ち上げや継続支援について第 2 層生活支援コーディネーターと連携・協力を図ること。
- d) 高齢者自身の生きがいづくりと社会参加を通じた介護予防を推進するため、介護予防がんじゅうポイント制度の普及・啓発に努めること。

カ. その他

総合相談・支援業務の過程で介護予防が必要な者を把握した場合には、適宜必要に応じて適切な介護予防事業へ繋げること。

* 担当圏域に居住する高齢者等の要介護認定申請及び介護予防・

日常生活支援総合事業利用に関する初回相談を受け、適切なサービスの提案及び振り分けを行い、市の申請窓口（要介護認定申請、総合事業利用申請等）の案内を行うこと。

(2) 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられている高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うこと。

① 高齢者虐待の防止及び対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に関する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認するなど、市基幹型包括センターと連携し、事例に即した適切な対応を取ること。

② 老人福祉施設等への措置の支援

老人福祉施設等へ措置入所させることが適切と思われる高齢者がいる場合は、市へ当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めること。

また、措置入所（短期）後も高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用等必要なサービス等の利用を支援すること。

③ 多問題事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の事例を把握した場合には、他の職種と連携し、市地域型包括センター全体で対応し、必要に応じて市基幹型包括センターや関係機関等との連携を図ること。

④ 消費者被害の防止及び対応

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的情報交換を行う。また、民生委員、介護支援専門員、介護サービス提供事業者等に情報提供を行い、関係機関と連携して早期発見と防止に努めること。

⑤ 成年後見制度の活用と普及

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。

申立てを行える親族がないと思われる場合や親族があっても申立てが行えない特段の理由がある場合で、成年後見の利用が必要と認め

られる場合、速やかに市長申立てに係る調整を行うこと。

また、成年後見制度を幅広く普及させるための広報啓発を地域住民や関係機関等へ実施すること。

⑥ 沖縄市高齢者虐待防止ネットワーク委員会への参加

市が主催する沖縄市高齢者虐待防止ネットワーク委員会へ参加し、高齢者の虐待に関する活動報告や困難事例等の情報提供を行い、関係機関との連携及び相談体制の充実に努めること。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるように地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行うこと。

① 包括的・継続的なケア体制の構築業務

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関をはじめとした関係機関との意見交換の場を設けるなど、介護支援専門員と関係機関との連携を支援すること。

また、介護支援専門員が地域における介護予防活動や交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等の介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制のネットワークを整備すること。

その際、第 1 層及び第 2 層生活支援コーディネーターとの連携、情報交換を図ること。

② 実践力向上のための研修会等の開催

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、介護支援専門員のニーズや課題に合わせた研修会や事例検討会を実施すること。

実施にあたっては、企画の段階から居宅介護事業所の主任介護支援専門員の協力を得て、効果的に実施すること。

③ 個別相談業務

介護支援専門員に対する相談窓口を設置するとともに、日常的業務への助言、自立支援を目的としたケアマネジメント指導、サービス調整への助言、サービス担当者会議の開催支援、社会資源の紹介等、専門的な見地からの相談支援を行い、介護支援専門員自身がより良い判断に到達できるよう支援すること。

また、日頃から、介護支援専門員が相談しやすい環境整備や信頼関係づくり、情報発信に努めるとともに、個別相談支援を通じて、介護支援専門員が抱える課題の把握に努めること。

④ 支援困難事例等への助言・相談業務

介護支援専門員が抱える支援困難事例について、市地域型包括センター内の各専門職や地域関係者、関係機関と連携の上、具体的な支援方針を検討し、同行訪問やサービス担当者会議への出席等を通じて、個別指導・助言等を行うこと。

また、必要に応じて個別地域ケア会議等を開催し、多職種連携によるネットワーク構築の支援を行うこと。

⑤ 地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務

介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部と連携し介護支援専門員のネットワーク構築やその活用を図ること。

また、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員とのネットワークを構築し協働した地域の課題解決の取組が行われるよう働きかけを行うこと。

(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防ケアマネジメント）（法第115条の45第1項第1号二）

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（指定介護予防支援または特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防・生活支援サービス事業及びその他の適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

また、介護予防ケアマネジメントについては、サービス調整会議及び自立支援地域ケア会議にて専門職の意見を受け自立支援に資したサービスの検討を行うこと。

① 介護予防ケアマネジメントの種類

要支援者等が利用しようとするサービス種類に応じ、次に掲げる種類のいずれかの介護予防ケアマネジメントを実施すること。

具体的な方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業に

における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考にすること。

- ア．原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）
- イ．簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）
- ウ．初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）

② 介護予防ケアマネジメント業務の一部委託

介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託し、当該事業所の介護支援専門員によって実施することも可能である。委託にあたっては、次の事項に留意すること。

- ア．委託できる指定居宅介護支援事業所に関し沖縄市地域包括支援センター運営協議会に報告すること。
- イ．平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。
- ウ．委託できる指定居宅介護支援事業所は、介護予防ケアマネジメント業務に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。
- エ．介護予防ケアマネジメント業務に係る責任主体は、市地域型包括センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、サービス調整会議の結果が反映された当該計画が適切に作成されているか内容の妥当性等について確認を行うこと。また、委託先の居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の介護予防ケアマネジメントの方針等を決定すること。

③ 高齢者の自立支援を推進するための検討会議の開催

ア．サービス調整会議の開催（週1回）

保健師及び主任介護支援専門員が主となり、介護予防・生活支援サービス事業対象者の自立支援に資する介護予防サービス及びインフォーマルサービス等の検討を行い担当介護支援専門員への助言を行うこと。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等のさまざまな社会資源が有機的に連携することができるよう、地域の支援体制及び関係者のネットワーク構築を図ること。

2. 地域ケア会議推進事業（法 115 条の 48 第 1 項、第 2 項）

多職種協働による地域包括支援ネットワークを構築するための手法として地域ケア会議を実施する。

ア. 自立支援地域ケア会議の開催（2月に1回）

高齢者の自立支援の推進を目的とし、介護支援専門員、三職種、リハビリ専門職、生活支援コーディネーター等により要支援 1、2 認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の介護予防サービス計画書を通して、自立支援方法及び課題の解決策の検討を行うこと。

※新規の介護予防ケアマネジメント対象者等について、自立支援にむけた、サービス調整会議の開催（週 1 回）を実施すること。

イ. 個別地域ケア会議の開催（随時開催）

総合相談、介護予防ケアマネジメント、介護支援専門員からの相談、認知症高齢者に関する相談等に対し個別事例の解決を目的とした個別地域ケア会議を随時開催すること。

ウ. 圏域別地域ケア会議の開催（年 2 回開催）

個別地域ケア会議からの課題分析等を積み重ね地域に共通した課題を抽出し、高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係者等の相互連携を高めること。

また、地域包括支援センター長は、検討された課題とその解決策、残された課題については、第 2 層協議体又は、地域包括支援センター長会議等へ報告し市基幹型包括センター等と連携して地域の課題解決を図ること。

3. 介護予防等把握事業

介護予防が必要な高齢者を把握するため、基本チェックリストによる介護予防等把握調査を実施し、結果に応じて必要なサービスや事業、地域の通いの場、地域活動を提案すること。その際、生活支援コーディネーター等と密に連携をとり介護予防活動へ繋がるよう支援すること。

4. 指定介護予防支援事業（法第 115 条の 22）

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるように、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し介護予防サービス計画を作成し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるように、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行う。

市地域型包括センターを事業所とし、法第 115 条の 22 第 1 項及び「沖縄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年 3 月 18 日条例第 12 号）」に基づき、指定介護予防支援事業の申請を行い、市の指定を受けること。

また、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関の指定等について沖縄県知事の指定を受けること。

(1) 予防給付に関するケアマネジメント業務

- ①利用申込の受付、介護保険証の確認、介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出
- ②契約締結事務（契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書の説明・同意・交付）
- ③認定情報、主治医意見書の入手、アセスメントの実施（利用者基本情報の作成、課題分析、基本チェックリストの聞き取り）
- ④介護予防サービス計画原案の作成
- ⑤サービス担当者会議の開催
- ⑥介護予防サービス計画原案の説明及び同意
- ⑦介護予防サービス計画書の交付
- ⑧モニタリングの実施
- ⑨評価、計画書の見直し
- ⑩利用票・提供票の作成
- ⑪利用者及びサービス提供事業者との連絡調整等
- ⑫要支援認定申請に係る援助、認定調査への援助
- ⑬介護給付担当者との連携

(2) 給付管理業務

- ①介護報酬請求に係る事務
- ②過誤申請業務

③返戻処理業務

④介護予防支援委託料に係る審査支払事務

⑤介護予防支援業務に係る記録の保管と廃棄に関すること

(3) 指定介護予防支援業務の一部委託

市地域型包括センターは指定介護予防支援業務を、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。

委託にあたっては、次の事項に留意すること。

①委託できる指定居宅介護支援事業所に関し沖縄市地域包括支援センター運営協議会に報告すること。

②指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。

③委託できる指定居宅介護支援事業所は、指定介護予防支援業務に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。

④指定介護予防支援業務に係る責任主体は、市地域型包括センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか内容の妥当性等について確認を行うこと。また、委託先の居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。

(4) 事業所評価加算業務

事業所評価加算対象者の評価の確認と報告を行うこと（年1回）

5. 介護予防の普及啓発

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを行うための基本的な知識の普及・啓発をパンフレット配布や出前講座等を通し実施すること。

6. 在宅福祉サービス事業及び生活支援に係るサービス事業の利用申請に係る実態把握調査

(1) 在宅福祉サービス事業及び生活支援に係るサービス事業等の利用申請

に伴い、申請者の身体、生活状況等を把握することを目的とし、実態把握調査を行うこと。

(2) 在宅福祉サービス事業及び生活支援に係るサービス事業は次の事業とする。

- ① 高齢者通院支援サービス事業
- ② 緊急通報システム設置事業
- ③ 老人福祉電話設置事業
- ④ 高齢者住宅改修費助成事業
- ⑤ 高齢者見守り体制整備事業（救急医療情報キット配付）
- ⑥ 食の自立支援事業（安否確認を目的とした配食サービス）
- ⑦ 家族介護用品支給事業

7. 在宅医療・介護連携推進事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）に関する業務

(1) 在宅医療・介護連携推進業務

市が設置する在宅医療・介護連携相談窓口（在宅医療・介護連携推進事業）と連携し、総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議関係業務等を通じて把握した医療的な課題が存在する困難事例等への対応を推進すること。

(2) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

市基幹型包括センターと連携し、個別支援等における在宅医療・介護連携に関する相談に対し、医療・介護機関の情報提供及び手続きの支援を行うこと。

(3) 多職種連携研修及び会議への参加協力

市基幹型包括センターが開催する多職種連携研修会や多職種連携会議に参加し、医療・介護にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供できるよう関係機関と連携をとること。

(4) 在宅ケアの普及啓発

担当圏域内の住民に対し、市基幹型包括センター等が開催する在宅医療・介護に関する講演会や作成された在宅ケアリーフレットを活用し、在宅ケアに関する情報や内容の理解を得ること。

8. 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）に関する業務

- (1) 第2層協議体へ参加し生活支援・介護予防サービス体制整備の構築に取り組むこと。
- (2) 市地域型包括センター運營業務を実施するにあたり第2層生活支援コーディネーターと密に連携し、積極的に地域資源及び地域ネットワークの活用を図ること。
- (3) 個別地域ケア会議等で把握された地域課題を第2層協議体につなげ地域の実情に合わせた取り組みがなされるよう働きかけること。

9. 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）認知症地域支援・ケア向上事業に関する業務

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。また、認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケア向上に取り組むこと。

(1) 認知症の人を支援する関係者間の連携

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業所や認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者間の連携を図ること。

(2) 認知症の相談支援や支援体制の構築

地域の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制の構築を図ること。

10. その他

(1) 台風時等の対応

台風時等においては市との連携・協力のもと、支援が必要な高齢者等の避難誘導、安否確認等の業務にあたること。

(2) 会議等への出席

市基幹型包括センター等が主催する次の会議に出席すること。

① 沖縄市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営にあたっては、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、その方針等について、沖縄市地域包括支援センター運営協議会の意見等を得ることとなる。そのため、沖縄市地域包括支援センター運営協議会（2、3回/年）が開催

される際には出席し、その運営状況の説明等を行うこと。

② 沖縄市地域包括支援センター連絡会

市基幹型及び市地域型包括センターの資質向上や連携を図ることを目的とし、定例の沖縄市地域包括支援センター連絡会に参加し、互いの情報交換やケースの検討等の実施を行うこと。

③ 沖縄市地域包括支援センター長会議

適宜開催される沖縄市地域包括支援センター長会議に参加し、沖縄市地域包括支援センターの運営や即座に取り組むべき課題などについて調整・検討を行うこと。

(3) 年間事業計画

本業務に関し、年間事業計画を策定し市に提出するとともに、当該計画に基づいた業務の遂行に努めること。

(4) 活動報告

受託事業者は、本業務に係る毎月の活動報告書を作成し、業務実施月の翌月 15 日までに市へ提出すること。

また、年間活動報告書を作成し、年度終了後 30 日以内に市へ提出すること。

(5) 事業評価

本業務委託仕様書及び策定した活動計画に基づいて評価を行い、年間活動計画や業務内容・改善内容について職員間で共有し、適宜進捗管理を行うこと。

Ⅱ．運営について

1. 人員配置

次の業務に係る人員を配置すること。

(1) 包括的支援事業に関わる職員（常勤専従）

職員は、次の職を有する者とし、各職種については各 1 名以上配置すること。

① 「保健師その他これに準ずる者」 1 名

「準ずる者」とは、地域ケア、地域保健等に関する経験および高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する看護師。

② 「社会福祉士」 1 名

③ 「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」 1 名

「準ずる者」とは、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号厚生労働省老健局計画課長通知）等に基づく。

(2) 包括的支援業務及び地域ケア会議推進業務に係る職員（常勤）

次のいずれかの職を有する者を1名配置し、週1日（7.75時間）は自立支援地域ケア会議に関する業務を行うこと。

①「保健師その他これに準ずる者」

②「社会福祉士その他これに準ずる者」

「準ずる者」とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

③「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」

(3) 介護予防等把握業務に係る職員（常勤専従） 1名

保健医療関係職、福祉・介護関係職、または高齢者等に関する相談援助業務経験者を配置すること。

(4) 介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援業務に係る介護支援専門員等を適宜

①「地域包括支援センター設置運営について（厚生労働省通知）」に基づき、担当圏域における必要な介護予防サービス計画書作成数を勘案し適切な人員を配置すること。

②指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防支援の業務及び市地域型包括センターの業務に従事する場合には、兼務することとしても差し支えないものとする。

(5) 包括的支援事業の適正かつ円滑な業務を図る為、上記(1)及び(2)に係る三専門職種は、原則、専任とするが、包括的支援事業の実施に必要な人数を確保した上で、指定介護予支援防業務及び第一号介護予防支援事業を兼務することができる。やむを得ない場合を除き、三専門職種1人当たりのケアプラン作成件数は、5件/月までとする。

(6) センター長の配置

上記(1)及び(2)に係る三専門職種のうち、いずれかの職員をセンター長とすること。

(7) 配置職員の登録

①当該業務に従事する者を予め市に報告すること。

②登録した職員に変更が生じる場合は 30 日前までに市へ書面をもって報告し、事前承認を得ること。

(8) 育児休暇及び病気休暇等

上記 (1) ～(3)何れかの職員が育児休暇又は 30 日以上の子病気休暇等を取育する場合は、速やかに代替職員を補充すること。代替職員の子補充または職員の変更が生じた場合は、書面にて報告すること。

(9) 職員身分証明書

市地域型包括センターの職員は、事業の実施にあたっては、市長が別に定める職員身分証明書を常に携帯し、求めに依り提示すること。

(10) 職員の子資質向上の機子会の子確保について

職員の子資質向上のために、業務に関する市主催の研修及び会議への参加を必須とし、関係機子関主催の研修や会議等へ積極的な参加を図ること。

2. 開設日・時間及び休業日

(1) 開設日・時間は、次のとおりとする。

①窓口の開設日は月曜日から金曜日とする。

②開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

また、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた 24 時間対応可能な体制を確保すること。

*開設時間には、執務準備・執務整備時間を含まないこととする。

③なお、①、②以上の開設日・時間を設定し本業務を実施することは差し支えないものとする。

(2) 休業日は、原則次のとおりとするが、休業日に地域包括支援センター業務を実施することは差し支えない。

①土曜日及び日曜日

②国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

③12 月 29 日から翌 1 月 3 日まで

④慰霊の日

(3) 開設時間内は、一人以上の従事者が事務所内に在室し、相談業務等に対応できるように努めること。

3. 市地域型包括センター運営の財源

(1) 市地域型包括センター運営に関する委託料（請負契約金額）

1ヶ所あたりの委託料（年間）は、包括的支援業務、介護予防等把握業務、地域ケア会議推進業務に関する委託料とする。

- (2) 介護予防ケアマネジメント業務委託料（介護報酬分、充実強化分）別途、単年度契約を行う。
- (3) 指定介護予防支援事業に係る介護報酬
- (4) 指定介護予防支援業務に係る人件費及び事業費は、本委託料とは別に、介護報酬による収入で運用すること。

4. 経費及び委託料の請求・支払

- (1) 委託料は、人件費、管理運営費（光熱水費、賃借料等）に要する経費等を含む。
- (2) 本業務に関する会計は他の業務に係る会計とは、明確に区分し、各業務（包括的支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、指定介護予防支援業務、介護予防等把握業務、地域ケア会議推進業務）ごとに諸帳簿を整備すること。なお、市の請求に応じて随時経費の執行状況を報告すること。
- (3) 委託料の支払いは、会計年度毎に支払う。支払いの時期や額等は契約にて定めるものとする。
- (4) 委託料の返還

三専門職種1人当たりのケアプラン作成件数が、14頁（5）記載の上限件数を超過し、かつ包括的支援業務委託料と介護予防ケアマネジメント業務委託料、指定介護予防支援事業に係る介護報酬を合算した収入額が、これらの事業経費の支出合計額を超えた場合、年間上限を超過した件数に介護報酬単価を乗じた額を市へ返還するものとする。ただし、返還額が上記の収支黒字額を越える場合、返還は収支黒字額のみとする。

5. 建設設備等

- (1) 事務所は、担当圏域内に設置し、利用者の利便性を配慮したわかりやすい場所に設置すること。
- (2) 業務内容に掲げる事業を一体に実施できる場所とすること。
- (3) 高齢者に配慮した設備を有し、事務所を2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。
- (4) 車での来訪者に充分配慮した駐車スペースを敷地内に確保すること。

十分なスペースの確保が困難な場合は、できる限り近い隣接地に確保すること。

- (5) 可能な限り「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」に沿った施設整備に努めること。
- (6) 機械警備等の設置及び施錠できる保管庫を有しセキュリティを確保すること。
- (7) 事務室及び運営に必要な相談室、会議室、書類保管庫等を有していること。相談室及び会議室は、簡易に移動できるパテーションにより設置することも可能とするが、相談者に配慮した形態とすること。また、相談室及び会議室は、必ずしも別の部屋である必要はない。
- (8) 受付カウンターを設置すること。
- (9) 市基幹型包括センターとの調整及び最新情報取得等を目的とし、専用のパソコンを1台以上常備し、インターネット接続環境を確保するとともに、新規メールアドレスを取得すること。なお、同パソコンのセキュリティ機能を確保すること。
- (10) 事務机及び椅子を職員数分確保し、パソコン用のプリンター、ファクシミリ、電話器を配置すること。
- (11) 電話番号・FAX 番号・Email アドレスについても、併設のサービス提供部門とは別にすること。
- (12) 市地域型包括センターの看板（名称は指定する）及び案内板等を1つ以上設置すること。
- (13) 市地域型包括センターを開設する建物等の不動産については、建築基準法等の関連法令等を遵守しているものとする。
- (14) 本業務に係る車両を1台以上確保し、地域包括支援センター名称を掲げること。
- (15) 支援記録、介護予防ケアマネジメント業務に関する入力を行う地域包括支援センター業務管理システムを市から貸与するため、使用するパソコンの配置スペースや電気関係等の環境整備について市と十分に調整すること。

6. 秘密の保持・個人情報の取扱い

受託事業者は、業務の実施に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。個人情報の取扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利

用の禁止等、情報管理を徹底するとともに、内部規定やセキュリティ体制の構築等万全の措置を講ずること。

- (1) 本業務に従事する者は、機密保持誓約書（市独自様式）を各自、市長へ提出すること。
- (2) 業務実施にあたっては、本人及びその家族のプライバシーの保護が図られるよう万全の措置を講ずるものとする。
- (3) 個人情報の取扱いに十分注意し、複写や他人への閲覧、譲与は禁止する。
- (4) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、破損その他の事故が生じた場合は、その事実を直ちに市に報告すること。
- (5) 市地域型包括センターが保有する個人情報への不正なアクセスや閲覧ができないような措置を取ること。また、個人情報の入った業務用のコンピューターを他のコンピューターとオンラインで結ぶことや、インターネットに繋ぐこと、個人情報の漏えいにつながる外部接続媒体の利用を禁止する運用を行うこと。
- (6) 個人ファイルは鍵のかかる書棚等に保管し、個人情報の管理を行うこと。
- (7) 介護サービス事業所や医療機関等のフォーマルまたは自治会や民生委員等のインフォーマルなネットワークから得た情報を市地域型包括センターへ提供する旨の同意を本人から得ることを伝える等、個人情報の取扱いに配慮すること。
- (8) フォーマルやインフォーマルな関係者と支援を行う際には、市地域型包括センターが知り得た情報を共有する場合には、原則、本人の同意を得ることに努めること。
- (9) また、この際にこれらの関係者以外の者に対しては、関係者や市地域型包括センターが知り得た情報を守秘する旨の同意を得ることに努めること。
- (10) 多職種・多機関により構成される会議における個人情報保護及び取扱いについては、法第 115 条の 48 第 5 項を遵守すること。
- (11) 地域ケア会議における個人情報保護については、「地域ケア会議運営マニュアル（平成 25 年 3 月一般財団法人 長寿社会開発センター）」等を基に本人への個人情報提供の同意や関係者への守秘への同意等により十分注意すること。

Ⅲ. その他

1. 関係法令の遵守

受託事業者自らの責任において、日本国憲法、地方自治法、労働基準法等労働関係法令、介護保険法及び同法関係法令、老人福祉法及び同法関係法令、個人情報保護に関する法律、沖縄市情報セキュリティポリシーその他関係法令を遵守すること。

2. 守秘義務

委託契約期間中および期間終了後も、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、本業務の目的以外に使用しないこと。

3. 再委託の禁止

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせないこと。但し法令により認められている指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント業務は除くものとする。

4. 公平・中立性

受託事業者は、市地域型包括センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。

5. 苦情対応

市地域型包括センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を報告書にて、速やかに市基幹型包括センターに提出すること。また、苦情に対しての今後の対応策については、市地域型包括センター内で協議の受け、市基幹型包括センターへ報告し解決に向けて取組むこと。

6. その他

その他事業に関しては、「地域支援事業の実施について」「地域包括支援センター設置運営について」等の厚生労働省通知に則って実施するものとする。

IV. 開設準備について

沖縄市地域包括支援センターの設置にあたっては、委託開始日（市と協議の上で決定する）に業務を開始するため、次の開設準備を行うこと。

1. 開設準備

- (1) 事務所設置及びパソコン設備等の執務環境の整備
- (2) 法第 115 条の 46 第 3 項に基づく届け出を行うこと。
- (3) 地域包括支援センターの設置者として、法第 115 条の 22 第 1 項に基づき、市へ指定介護予防支援事業者の指定申請を行うこと。
また、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関の指定等について沖縄県知事の指定を受けること。
- (4) 市地域型包括センター運営業務執行に係る個人情報保護取扱や苦情処理等の規則等の作成を行うこと。
- (5) その他、市からの調整事項について実施すること。
- (6) 開設準備に係る経費は、受託事業者負担とする。